

◎新潟県選挙管理委員会告示第44号

令和8年5月31日執行予定の新潟県知事選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第7項の規定により、候補者から手話通訳を付して政見を録画するよう申込があったときに手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定めた。

令和8年5月8日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

日本放送協会新潟放送局

株式会社NST新潟総合テレビ

株式会社テレビ新潟放送網

株式会社新潟テレビ二十一